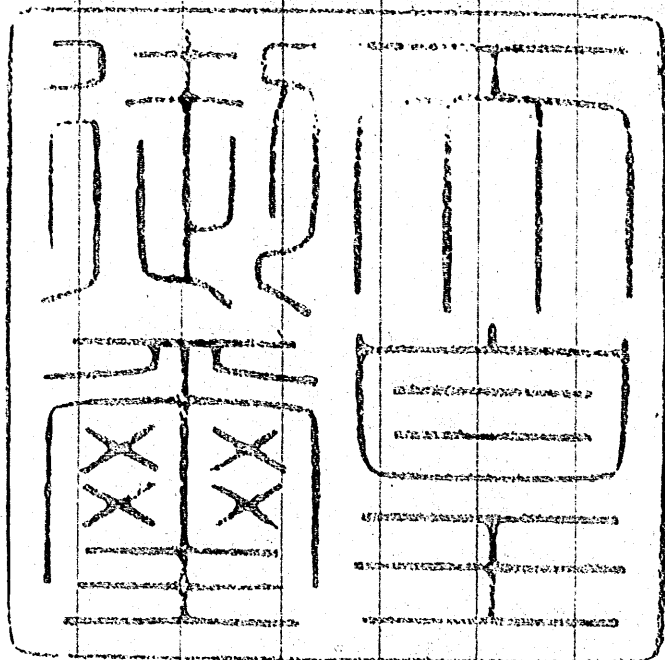


條約第二号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十四年四月三日  
大不列顛國倫敦ニ於テ日英兩國全權委員ノ署名  
調印シタル通商航海條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

睦仁



明治四十四年五月五日

内閣總理大臣公爵

桂

大郎

外務大臣侯爵

小村

壽士郎

條約第二號

日本國皇帝陛下及大不列顛愛蘭聯合王  
國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下  
ハ幸ニ其ノ間竝其ノ臣民間ニ存在スル  
友好親善ノ關係ヲ鞏固ナラシメ且兩國  
ノ通商關係ヲ進步發達セシムコトヲ  
欲シ之カ爲ニ通商航海條約ヲ締結スル  
コトニ決定シ日本國皇帝陛下ハ英國駐  
劄特命全權大使從三位勲一等加藤高明  
ヲ大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外

領土皇帝印度皇帝陛下ハ外務大臣國會  
議員バロネツトゼ、ライト、オノラブル、サ  
シ、エドワード、グレイヲ各其ノ全權委員  
ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ  
委任状ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ  
タル後左ノ諸條ヲ協定セリ

### 第一條

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版  
圖内ニ到リ、旅行シ又ハ居住スルコトニ  
付完全ナル自由ヲ有スヘク而シテ其ノ

國法ニ遵由スルニ於テハ

一 旅行及住居ニ關スル一切ノ事項  
ニ付總テ内國臣民ト同一ノ基礎ニ  
置カルヘク

ニ 商業及製造業ヲ營ミ又自ラ行フ  
ト代理人ニ由ルトヲ問ハス且單獨  
ニテ行フト外國人或ハ内國臣民ト  
ノ組合ヲ以テスルトニ論ナク適法  
ナル商業ノ目的物タル各種商品ヲ  
取扱フコトニ付内國臣民ト同等ノ

權利ヲ享有スヘク

三 産業、生業、職業及修學研究ヲ行フ  
コトニ關スル一切ノ事項ニ付總テ  
最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ基  
礎ニ置カルヘク

四 内國臣民ト同一ノ方法ヲ以テ必  
要ナル家屋、製造所、倉庫、店舖及附屬  
構造物ヲ所有又ハ賃借シテ之ヲ使  
用シ且住居、商業、産業其ノ他適法ナ  
ル目的ノ爲土地ヲ賃借スルコトヲ

得ヘク

五 國法ニ依リ別國ノ臣民又ハ人民  
カ取得占有スルコトヲ得又ハ得ル  
コトアルヘキ各種ノ動産及不動産  
ヲ相互ノ條件ニ依リ且常ニ該國法  
ノ定ムル條件及制限ニ及セサル限  
リ取得占有スルノ完全ナル自由ヲ  
享有シ内國臣民ニ對シテ制定セラ  
レ又ハ制定セラルルコトアルヘキ  
所ト同一ノ條件ニ依リ賣買、交換、贈

與婚姻遺言其ノ他ノ方法ニ因リ之  
ヲ處分スルコトヲ得ヘク又其ノ財  
産ノ賣得金及總テ其ノ動産ヲ國法  
ニ從ヒテ輸出スルノ自由ヲ享有シ  
外國人タルノ故ヲ以テ之カ爲同様  
ノ場合ニ内國臣民ノ負擔スル所ト  
異ナルカ或ハ之ヨリ多額ナル税金  
ヲ課セララルコトナカルヘク

六 其ノ身體及財産ニ對シテ常ニ完  
全ナル保護及保障ヲ享受シ其ノ請

求及權利ヲ主張擁護セムカ爲自由  
且容易ニ裁判所其ノ他ノ官廳ニ申  
出ツルコトヲ得且内國臣民ト均シ  
ク右裁判所及官廳ニ於テ自己ヲ代  
理セシメムカ爲代言人及辯護士ヲ  
選擇使用スルノ完全ナル自由ヲ享  
有シ其ノ他司法ニ關スル一切ノ事  
項ニ付一般ニ内國臣民ト同一ノ權  
利及特權ヲ享有スヘク

七 内國臣民又ハ最惠國ノ臣民若ハ

人民ノ納付シ又ハ納付スルコトアルヘキ所ト異ナルカ或ハ之ヨリ多額ナル何等ノ租税手数料課金又ハ貢納ヲ徴收セラルルコトナカルヘク  
八 又保税庫入ニ関スル便益獎勵金及戻税ニ関スル一切ノ事項ニ付内國臣民ト全ク均等ナル待遇ヲ享受スヘシ

## 第二條

兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ陸軍海軍護國軍及民兵ノ何レタルヲ問ハス總テノ強制兵役ヲ免レ且服役ノ代トシテ課セラルル一切ノ貢納ヲ免レ又強募公債及軍用徵發又ハ取立金ニ付テハ不動産ノ所有者賃借者又ハ使用者トシテ内國臣民ト均シク課セラルルモノヲ除クノ外亦一切之ヲ免ルヘシ

前記ノ事項ニ関シ締約國ノ一方ノ臣民

ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ最惠國ノ臣  
民又ハ人民ニ與ヘラレ又ハ與ヘラレル  
コトアルヘキ所ニ比シ不利益ナル待遇  
ヲ與ヘラレルコトナカルヘシ

### 第三條

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ版  
圖内ニ於テ有スル家宅倉庫製造所及店  
舗竝一切ノ附属構造物ニシテ適法ノ目  
的ニ使用セラルルモノハ侵スヘカラス  
右建物又ハ附属構造物ニ付テハ内國臣

民ニ對スル法定ノ條件及方式ニ依ルノ  
外臨檢搜索ヲ爲シ又ハ帳簿書類若ハ計  
算書ヲ檢査點閱スルコトヲ得ス

### 第四條

兩締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ港都市其  
ノ他ノ場所ニ總領事領事副領事及領事  
事務官ヲ置クコトヲ得但シ右領事官ノ  
駐在ヲ認可スルニ便ナラサル場所ニ付  
テハ此ノ限ニ在ラス尤モ此ノ制限ハ一  
切ノ他國ニ對シテモ亦均シク之ヲ加フ

ルニ非サレハ一方ノ締約國ニ對シテ之ヲ加フルコトヲ得ス

右總領事、領事、副領事及領事事務官ハ駐在國政府ヨリ認可狀其ノ他相當ノ證認狀ヲ得タルトキハ其ノ職務ヲ執行シ且最惠國領事官ニ認許セラレ又ハ認許セララルコトアルヘキ特權、特典及免除ヲ享有スルノ權利ヲ有スヘシ認可狀其ノ他ノ證認狀ヲ發給シタル政府ハ其ノ裁量ヲ以テ之ヲ取消ス權利ヲ有ス但シ其

ノ取消ヲ爲スニ付テハ之ヲ正當ト認メタル理由ヲ説明スヘシ

第五條

兩締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ死亡シタル場合ニ死亡者ノ本國法ニ依リ相續財産ヲ收受管理スルノ權利ヲ有スル者其ノ地ニ在ラサルトキハ死亡者所屬國ノ當該領事官ハ必要ナル手續ヲ履行シタル上右死亡者財産所在地ノ國法ノ定ムル方法及制限ニ依



リ該相續財産ヲ保管管理スルコトヲ得  
締約國ノ一方ノ臣民カ他ノ一方ノ版圖  
外ニ於テ死亡シタルモ該版圖内ニ財産  
ヲ所有セル場合ニ相續財産ヲ收受管理  
スルノ權利ヲ有スル者右財産所在地ニ  
在ラサルトキハ亦前項ノ規定ヲ準用ス  
死亡者ノ相續財産ノ管理ニ關スル一切  
ノ事項ニ付締約國ノ一方カ別國ノ領事  
官ニ現ニ許與シ又ハ今後許與スルコト  
アルヘキ權利特權恩典又ハ免除ハ締約

國ノ他ノ一方ノ領事官ニ即時且無條件  
ニテ之ヲ及ホスヘキモノトス

第六條

兩締約國版圖ノ間ニハ相互ニ通商及航  
海ノ自由アルヘシ締約國ノ一方ノ臣民  
ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ外國通商ノ  
爲ニ開カレ又ハ開カルルコトアルヘキ  
一切ノ場所港及河川ニ船舶及貨物ヲ以  
テ自由ニ到ルコトヲ得而シテ到達國ノ  
國法ニ遵由スルニ於テハ通商及航海ニ

關スル事項ニ付内國臣民ノ享有シ又ハ  
享有スルコトアルヘキ所ト同一ノ權利  
特權自由恩典特典及免除ヲ享有スヘシ

第七條

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製  
造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸  
入セラルルニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到  
ルヲ問ハス別國ノ製産ニ係ル同様ノ物  
品ニ適用セラルル最低率ノ関稅ヲ課セ  
ラルヘシ

締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造  
ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入  
セラルルニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ル  
ヲ問ハス別國ノ生産又ハ製造ニ係ル同  
様ノ物品ノ輸入ニ對シテ均シク適用セ  
ラレサル何等ノ禁止又ハ制限ヲ加ヘラ  
ルルコトナカルヘシ但シ人畜又ハ農業  
上有用ナル植物ノ安全ヲ保障スルノ必  
要ニ基キタル衛生上其ノ他ノ禁止ハ此  
ノ限ニ在ラス

第八條

聯合王國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニ  
シテ本條約附属稅表第一號ニ列記スル  
モノハ日本國ニ輸入セラルルニ當リ該  
稅表ニ定ムル所ヨリ多額ノ關稅ヲ課セ  
ラルルコトナカルヘシ  
日本國ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシ  
テ本條約附属稅表第二號ニ列記スルモ  
ノハ聯合王國ニ輸入セラルルニ當リ關  
稅ヲ課セラルルコトナカルヘシ

但シ本條約實施ノ日ヨリ一年ヲ經過シ  
タル後何時タリトモ兩締約國ノ一方カ  
該稅表中ニ修正ヲ加ヘムコトヲ希望ス  
ルトキハ其ノ希望ヲ他ノ一方ニ通告ス  
ルコトヲ得右通告アリタル上ハ本件ノ  
爲高議直ニ開始セラルヘク通告ノ日ヨ  
リ六月以内ニ商議満足ニ結了セサルト  
キハ通告ヲ與ヘタル締約國ハ本條廢棄  
ノ爲六月ノ豫告ヲ一月以内ニ與フルコ  
トヲ得而シテ右豫告期間ノ終了ト同時

附

附

ニ本條ハ其ノ效力ヲ失フヘク之カ爲本  
條約ノ他ノ規定ニ影響ヲ及ホスコトナ  
シ

### 第九條

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製  
造ニ係ル物品ニシテ他ノ一方ノ版圖ニ  
輸出セラルルモノハ其ノ輸出ニ當リ別  
國ニ輸出セラルル同様ノ物品ニ對シ徵  
收スル所ト異ナルカ或ハ之ヨリ多額ナ  
ル課金ヲ徵收セラルルコトナカルヘシ

又如何ナル物品タリトモ締約國ノ一方  
ノ版圖ヨリ他ノ一方ノ版圖ニ輸出セラ  
ルルニ對シ同様ノ物品カ別國ニ輸出セ  
ラルルニ對シテ均シク適用セラレサル  
何等ノ禁止又ハ制限ヲ加ヘラルルコト  
ナカルヘシ

### 第十條

兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製  
造ニ係ル物品ニシテ他ノ一方ノ國法ニ  
從ヒ其ノ版圖内ヲ通過スルモノハ直過

スルト又ハ通過中荷卸及庫入ノ後更ニ  
荷積セラルルトヲ問ハス互ニ一切ノ通  
過税ヲ課セラルルコトナカルヘシ

### 第十一條

國家地方官廳又ハ自治體ノ利益ノ爲課  
セラルル内國税ニシテ兩締約國ノ一方  
ノ版圖内ニ於ケル物品ノ生産製造又ハ  
消費ニ影響シ又ハ影響スルコトアルヘ  
キモノハ何等ノ理由ヲ以テスルモ他ノ  
一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物

品ニ對シ同様ノ内國品ニ對スルヨリモ  
多額ナルカ或ハ重キ負擔タルコトヲ得  
ス  
締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造  
ニ係ル物品ニシテ庫入又ハ通過ノ目的  
ヲ以テ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラル  
ルモノハ内國税ヲ課セラルルコトナカ  
ルヘシ

### 第十二條

兩締約國ノ一方ノ臣民タル商工業者及

該國ノ版圖内ニ於テ住所ヲ有シ其ノ業  
ヲ營ム商工業者ハ他ノ一方ノ版圖内ニ  
於テ本人自ラ又ハ旅商ヲ用ヒテ物品ヲ  
買入レ見本携帯又ハ不携帯ニテ注文ヲ  
取集ムルコトヲ得而シテ右商工業者及  
其ノ用フル旅商ハ買入ヲ爲シ又ハ注文  
ヲ取集ムルニ當リ課税及便益ニ関シテ  
最惠國待遇ヲ享受スヘシ  
前記ノ目的ヲ以テ見本トシテ輸入セラ  
ルル物品ハ其ノ再輸出セララルヘキコト

又ハ法定期間内ニ再輸出セラレサル場  
合ニ成規ノ関税ノ納付セララルヘキコト  
ヲ確實ナラシメムカ爲ニ制定セラレタ  
ル税関法規及手續ヲ履行スルトキハ各  
締約國ニ於テ一時無税輸入ヲ許可セラ  
ルヘシ但シ此ノ特權ハ物品ノ數量又ハ  
價格ニ徴シ見本ト認ムルコト能ハサル  
モノ又ハ其ノ性質上再輸出ノ際校合ス  
ルコト能ハサルモノニハ之ヲ與フルコ  
トナシ見本カ無税輸入ヲ許可セララルヘ

キモノタルト否トヲ決定スルハ何レノ  
場合ニ於テモ輸入地當該官廳ノ權内ニ  
專屬ス

### 第十三條

前條記載ノ見本ニ對シ其ノ輸出ノ際兩  
締約國ノ一方ノ稅関カ施シタル記號極  
印又ハ印章ハ右見本ノ詳細ナル説明ヲ  
記載シ該稅関ノ發給セル公ノ查證ヲ有  
スル目錄ト共ニ其ノ見本品タルコトヲ  
證明スルモノトシテ且該目錄列記ノモ

ノタルコトヲ確認スルカ爲必要ナル外  
右見本ヲシテ檢査ヲ免レシムルモノト  
シテ互ニ他ノ一方ノ稅関官吏ヨリ承認  
セラルヘシ但シ其ノ特ニ必要ト認ムル  
場合ニハ更ニ記號ヲ該見本ニ施スコト  
ヲ得

### 第十四條

商業會議所其ノ他締約國版圖内ニ於ケ  
ル公認ノ營業組合及商業組合ニシテ之  
カ爲權限ヲ付與セラレタルモノハ旅商

ノ要スルコトアルヘキ證明書ノ發給權  
限ヲ有スルモノトシテ互ニ承認セラ  
ルヘシ

### 第十五條

兩締約國ノ一方ノ國法ニ從ヒテ既ニ設  
立セラレ又ハ今後設立セララルヘキ商工  
業及金融業ニ關スル有限責任其ノ他ノ  
會社及組合ニシテ該國版圖内ニ於テ登  
記セラレタルモノハ他ノ一方ノ版圖内  
ニ於テ其ノ國法ニ違反セサル限り權利

ヲ行使シ且原告又ハ被告トシテ裁判所  
ニ出頭スルコトヲ得

### 第十六條

各締約國ハ適法ニ輸入シ又ハ輸出セラ  
ルルコトヲ得ル一切ノ商品ノ輸入又ハ  
輸出及其ノ版圖ヨリ又ハ版圖ヘノ旅客  
ノ運輸ヲ他ノ一方ノ船舶ニ認許スヘシ  
右船舶其ノ貨物及旅客ハ内國船舶其ノ  
貨物及旅客ト同一ノ特權ヲ享有シ之ニ  
課セララル所ト異ナルカ或ハ之ヨリ多



額ナル税金又ハ課金ヲ課セラルルコト  
ナカルヘシ

### 第十七條

締約國ノ港灣、船渠及碇泊所ニ於ケル船  
船ノ繫留及貨物ノ積卸ニ關スル一切ノ  
事項ニ付テモ亦締約國ニ於テ兩國ノ船  
船ヲ全ク均等ニ待遇スルノ意思ナルニ  
因リ締約國ノ孰レノ一方タリトモ他ノ  
一方ノ船舶ニ對シテ同様ノ場合ニ均シ  
ク許與セサル何等ノ特權又ハ便益ヲ自

國船舶ニ許與スルコトナカルヘシ

### 第十八條

日本國ノ國法ニ從ヒ日本船舶ト認メラルル一切ノ  
船舶又大不列顛國ノ國法ニ從ヒ大不列顛船  
船ト認メラルル一切ノ船舶ハ本條約ノ目的ニ於テ  
日本船舶又ハ大不列顛船舶ト認メラルルヘシ

### 第十九條

政府官公吏、私人團體又ハ各種營造物名  
義ヲ以テ又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラルル噸  
稅、港稅、水先索、內料、燈臺稅、檢疫費、其他

名稱ノ如何ニ拘ラス之ニ類似スル税金又ハ課  
金ハ同様ノ場合ニ同一ノ條件ヲ以テ均シク内  
國船舶一般ニ又ハ最惠國船舶ニ課スルモノニ非  
サレハ締約國ノ一方ノ港ニ於テ之ヲ他ノ一方ノ  
船舶ニ課スルコトナシ右均等ノ待遇ハ  
各締約國ノ船舶カ何レノ地ヨリ來リ又  
何レノ地ニ往クヲ問ハス相互ニ之ヲ實  
行スヘシ

### 第二十條

兩締約國ノ一方ノ定期郵便運送ノ任務

ニ當ル船舶ハ他ノ一方ノ領水内ニ於テ  
同様ノ最惠國船舶ニ許與セラルル特別  
ノ便益特權及免除ヲ享有スヘシ

### 第二十一條

兩締約國ノ沿岸貿易ハ本條約ノ規定ス  
ル限ニ在ラス日本國及聯合王國各自ノ  
國法ノ定ムル所ニ依ル但シ締約國ノ一  
方ノ臣民及船舶ハ本件ニ關シ他ノ一方  
ノ版圖内ニ於テ最惠國待遇ヲ享受スヘ  
キモノトス

尤モ日本船舶及大不列顛船舶ハ外國ヨ  
リ積載シ來リタル旅客又ハ貨物ノ全部  
又ハ一部ヲ陸揚セムカ爲或ハ外國ヲ目  
的地トスル旅客又ハ貨物ノ全部又ハ一  
部ヲ積載セムカ爲一ノ港ヨリ他ノ港ニ  
航行スルコトヲ得  
又締約國ノ一方ノ沿岸貿易カ内國船舶  
ニ全然留保セララルル場合ニ他ノ一方ノ  
船舶ニシテ右留保セラレタル沿岸貿易  
ノ區域外ニ在ル地トノ貿易ニ從事スル

モノハ該區域外ノ地ヨリ來リ又ハ之ニ  
到ルヘキ通シ切符ヲ所持スル旅客又ハ  
通シ船荷證券ヲ有スル商品ヲ前記締約  
國ノ一方ノ二港間ニ運輸スルコトヲ禁  
止セラレサルヘク且右運輸ニ從事スル  
ニ當リ該船舶及其ノ貨物ハ總テ本條約  
ノ規定スル特權ヲ享有スヘキモノトス  
第二十二條  
兩締約國ノ一方ノ國籍ヲ有スル船舶ニ  
シテ他ノ一方ノ領水内ニ在ルモノノ船

員脱船シタルトキ脱船者回收、爲該船  
船所屬國ノ當該領事官ニ於テ一切之ニ  
關スル費用ノ償還セラルヘキコトヲ保  
障シテ請求シタル場合ニハ地方官廳ハ  
國法ノ許ス限リ其ノ權内ニ在ル各般ノ  
援助ヲ與フルコトヲ要ス  
右ノ規定ハ脱船地ノ國ノ臣民ニ關シテ  
ハ之ヲ適用セサルモノトス

### 第二十三條

兩締約國ノ一方ノ船舶ニシテ暴風又ハ

偶然ノ事故ノ爲已ムヲ得ス他ノ一方ノ  
港ニ避難スルモノハ其ノ地ニ於テ修繕  
ヲ爲シ一切ノ需要品ヲ求メテ出港スル  
コトヲ得ヘク同様ノ場合ニ内國船舶ノ  
納付スル所ト異ナル何等ノ税金ヲ徵收  
セラルルコトナシ但シ商船ノ船長カ費  
用ヲ支辨スル爲其ノ商品ノ一部ヲ處分  
スルノ必要ヲ認メタルトキハ寄港地ノ  
規則及税法ニ遵由スルコトヲ要ス  
締約國ノ一方ノ船舶カ他ノ一方ノ沿岸

ニ於テ擱坐シ又ハ難破シタルトキハ該  
船舶其ノ一切ノ部分備付品附属品並該  
船舶ヨリ救上ケラレ若ハ海中ニ投下セ  
ラレタル一切ノ貨物及商品又ハ此等物  
品中賣却セラレタルモノアル場合ノ收  
得金ハ右擱坐又ハ難破シタル船舶内ニ  
發見セラレタル一切ノ書類ト共ニ所有  
者又ハ其ノ代理人ヨリ要求アリ次第之  
ヲ引渡スヘシ右所有者又ハ代理人現場  
ニ在ラサルトキハ難破又ハ擱坐ノ場所

ヲ管轄区域内ニ包含スル日本國又ハ大  
不列顛國領事官ヨリ國內法ノ定ムル期  
間内ニ請求アリ次第之ヲ引渡スヘシ而  
シテ右領事官所有者又ハ代理人ハ財産  
保存ノ爲要シタル費用ノ外内國船舶カ  
難破又ハ擱坐セル同様ノ場合ニ於テ支  
辨スヘキ救護費其ノ他ノ費用ノミヲ支  
辨スヘシ  
締約國ハ又救上ケラレタル商品カ内國  
消費ノ爲ニ引取ラレサル限り関稅ヲ徵

收セサルヘキコトヲ約定ス  
船舶カ暴風ノ爲打寄セラレ、擱坐シ又ハ  
難破シタル場合ニ所有者又ハ船長其ノ  
他所有者ノ代理人不在ナルカ又ハ現場  
ニ在ルモ其ノ請求アルトキハ當該國ノ  
領事官ハ自國民ニ必要ナル援助ヲ與ヘ  
ムカ爲關與スルコトヲ得ヘシ

### 第二十四條

兩締約國ハ各締約國ノ通商航海及工業  
ヲ總テ最惠國ノ基礎ニ置クノ意思ナル

ニ因リ通商航海及工業ニ關スル一切ノ  
事項ニ付其ノ一方カ別國ノ船舶又ハ臣  
民若ハ人民ニ現ニ許與シ又ハ今後許與  
スルコトアルヘキ一切ノ恩典特權又ハ  
免除ヲ即時且無條件ニテ他ノ一方ノ船  
舶又ハ臣民ニ及ホスコトニ同意ス

### 第二十五條

本條約ノ規定ハ各締約國カ專ラ國境ノ  
内外各側ニ於ケル一定地帯内ノ國境貿  
易ヲ便ナラシメムカ爲接壤國ニ許與ス

ル関税上ノ殊遇締約國ノ内國民漁業ノ  
産物ニ許與セラルル待遇又ハ日本國ニ  
近接スル外國領水内ニ於テ捕獲採取セ  
ラレタル魚類其他ノ水産物ニ関シ日  
本國カ許與スル関税上ノ殊遇ニハ之ヲ  
適用セス

### 第二十六條

本條約ノ規定ハ批准書交換ノ日ヨリ二  
年以内ニ大不列顛國皇帝陛下ノ海外ノ  
領土殖民地屬地又ハ保護領ノ何レカノ

爲大不列顛國皇帝陛下ノ東京駐劄代表  
者ヨリ加入ノ通告ヲ爲スニ非サレハ右  
領土殖民地屬地又ハ保護領ノ何レニモ  
適用セラルルコトナシ

### 第二十七條

本條約ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ成ル  
ヘク速ニ東京ニ於テ交換スヘシ本條約  
ハ千九百十一年七月十七日ヨリ實施シ  
千九百二十三年七月十六日迄效力ヲ有  
ス右期間滿了ノ十二月前ニ兩締約國ノ

孰レヨリモ本條約ヲ消滅セシムルノ意  
思ヲ他ノ一方ニ通告セサルトキハ本條  
約ハ締約國ノ一方カ其ノ廢棄ヲ聲明シ  
タル日ヨリ一年ノ期間ノ滿了ニ至ル迄  
引續キ效力ヲ有ス  
尤モ第二十六條ノ規定ニ依リ本條約ノ  
適用セララルルニ至リタル大不列顛國ノ  
領土殖民地屬地及保護領ニ關シテハ其  
ノ箇箇ニ付各締約國ハ何時ニテモ十二  
月ノ豫告ヲ以テ本條約ヲ終了セシムル

ノ權利ヲ有ス  
大不列顛國ノ領土殖民地屬地及保護領  
ニ關スル本條及前條ノ規定ハサイプラ  
ス島ニモ亦適用セララルルモノトス  
右證據トシテ各全權委員之ニ署名調印  
ス  
千九百十一年四月三日倫敦ニ於テ本  
書ニ通ヲ作ル

加藤高明印  
イ、グレイ印

關



附屬稅表  
第一號

日本國定稅率  
表ニ於ケル

番號	品名	單位	稅率
二六六	ペーント		
	四 其他		
	甲 一箇ノ重量容器共六キロ		
	グラムヲ超エサルモノ	每百斤 容器共	四 五
	乙 其他	每百斤	三 三〇
二七五	亞麻織絲		

一 單撚ノモノ

甲 生ノモノ

同

八六〇

乙 其ノ他

同

九二五

二九八 綿織物

一 天鵞絨、プラツシユ其ノ他、パイ

ル織物(バイルヲ切りタルト否ト別ス)

甲 生地ノモノ

同

二五五〇

乙 其ノ他

同

三〇〇〇

七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ)

甲 生地ノモノ

甲ノ一 百平方メートルニ付五

キログラムヲ超エサルモノ

ニシテ五ミリメートル平方

内ニ於ケル経緯ノ線數

イ 十九ヲ超エサルモノ

同

一五三〇

ロ 二十七ヲ超エサルモノ

同

二〇七〇

ハ 三十五ヲ超エサルモノ

同

二八七〇

ニ 四十三ヲ超エサルモノ

同

三八〇〇

ホ 其ノ他

同

五三三〇

甲ノ二 百平方メートルニ付十

キログラムヲ超エサルモノ

ニシテ五ミリメートル平方

内ニ於ケル経緯ノ絲數

イ 十九ヲ超エサルモノ 同 八三〇

ロ 二十七ヲ超エサルモノ 同 一〇五〇

ハ 三十五ヲ超エサルモノ 同 一三五〇

ニ 四十三ヲ超エサルモノ 同 一六五〇

ホ 其他 同 一八七〇

甲ノ三百平方メートルニ付二十

キログラムヲ超エサルモノ

ニシテ五ミリメートル平

方内ニ於ケル経緯ノ絲數

イ 十九ヲ超エサルモノ 同 六七〇

ロ 二十七ヲ超エサルモノ 同 八三〇

ハ 三十五ヲ超エサルモノ 同 一〇五〇

ニ 四十三ヲ超エサルモノ 同 一三五〇

ホ 其他 同 一四七〇

甲ノ四百平方メートルニ付三十

キログラムヲ超エサルモノ

ニシテ五ミリメートル平方

内ニ於ケル経緯ノ絲數

イ十九ヲ超エサルモノ 同 六〇。

ロ二十七ヲ超エサルモノ 同 六七。

ハ三十五ヲ超エサルモノ 同 八〇。

ニ四十三ヲ超エサルモノ 同 一〇七。

ホ其他 同 一三三。

甲ノ五其他 同 九三。

乙單ニ漂白シタルモノ 前記生地ノモノノ稅率ニ每百斤三圓ヲ加

丙其他 前記生地ノモノノ稅率ニ每百斤七圓ヲ加

九其他

甲 生地ノモノ

甲ノ一 百平方メートルニ付五キ

ログラムヲ超エサルモノニシ

テ五ミリメートル平方内

ニ於ケル経緯ノ絲數

イ十九ヲ超エサルモノ 每百斤 一六〇。

ロ二十七ヲ超エサルモノ 同 二一三。

ハ三十五ヲ超エサルモノ 同 二九三。

ニ四十三ヲ超エサルモノ 同 三九三。

ホ其他 同 五三三。

甲ノ二 百平方メートルニ付十キ

ログラムヲ超エサルモノニシ

テ五ミリメートル平方内

ニ於ケル経緯ノ線數

イ 十九ヲ超エサルモノ 同 八〇〇

ロ 二十七ヲ超エサルモノ 同 一〇〇〇

ハ 三十五ヲ超エサルモノ 同 一四三〇

ニ 四十三ヲ超エサルモノ 同 一八〇〇

ホ 其他 同 二〇〇〇

甲ノ三 百平方メートルニ付二十

キログラムヲ超エサルモノ

ニシテ五ミリメートル平方内

ニ於ケル経緯ノ線數

イ 二十七ヲ超エサルモノ 同 八〇〇

ロ 三十五ヲ超エサルモノ 同 一二三〇

ハ 四十三ヲ超エサルモノ 同 一五〇〇

ニ 其他 同 一八八〇

甲ノ四 百平方メートルニ付三十

キログラムヲ超エサルモノニ

シテ五ミリメートル平方内

ニ於ケル經緯ノ絲數

イ 二十七ヲ超エサルモノ 同 七三〇

ロ 三十五ヲ超エサルモノ 同 八七〇

ハ 四十三ヲ超エサルモノ 同 一、一三〇

ニ 其他 同 一、四七〇

甲ノ五 其他 同 一、〇〇〇

乙 單ニ漂白シタルモノ 前記生地ノモノノ稅率ニ每百斤ニ圓ヲ加

丙 其他 前記生地ノモノノ稅率ニ每百斤ニ圓ヲ加

三〇一 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿

ト絹トノ交織物

ニ 其他

甲 毛製衣モノ

ロ 一平方メートルニ付二百グ 毎百斤 五七五

ラムヲ超エサルモノ

ハ 一平方メートルニ付五百グ

ラムヲ超エサルモノ 同 異〇〇

ニ 其他 同 四〇〇

乙 毛綿製衣モノ

ハ 一平方メートルニ付五百グ

ラムヲ超エサルモノ 同 三〇〇

ニ 其ノ他

同 八〇。

四六二 鐵

一 塊及錠

同 〇。八三

甲 銑鐵

同 〇。八三

四 板

甲 金屬ヲ鍍セサルモノ

甲ノ三 其ノ他

イ 厚〇。七ミリメートルヲ超

エサルモノ

同 〇。三〇

乙 卑金屬ヲ鍍シタルモノ

乙ノ一 錫鍍シタルモノ(葉鐵及

葉鋼)

イ 尋常ノモノ

同 〇。七〇

乙ノ二 電鍍シタルモノ(波形ト

否トヲ別タス)

同 一。二〇

第二號

一 漆メサル又ハ捺漆セサル 純絹製羽

二重

二 漆メサル又ハ捺漆セサル 純絹製羽

- 二重手巾
- 三 銅ノ塊及錠
- 四 麥稈其ノ他ノ材料ヲ以テ製シタル真田
- 五 樟腦及樟腦油
- 六 竹製ノ籠(行李ヲ含ム)及編細工
- 七 藺草製衣筵
- 八 日本漆器
- 九 菜子油
- 十 七寶器

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
 日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス  
 朕明治四十四年四月三日倫敦ニ於テ帝  
 國全權委員カ大不列顛國全權委員ト共ニ  
 署名調印シタル日英通商航海條約ヲ閱  
 覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス  
 神武天皇即位紀元二千五百七十一年明治  
 四十四年五月四日東京宮城ニ於テ親ヲ  
 名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム



御名 國 璽

外務大臣候爵小村壽太郎